平成２６年（フ）第１７４号
長崎県長崎市平瀬町１―２サルヴァトーレ平瀬103、住民票上の住所長崎県長崎市赤迫１丁目２番７―403号
債務者　松村　憲佳
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
長崎県長崎市高平町５番28―205号
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５２号
福島県いわき市平下高久字牛転52番地
債務者　田仲キクヨ
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第１１３号
茨城県那珂市鴻巣912番地５
債務者　古橋きの江
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２２３号
茨城県常陸大宮市中富町970番地の１
債務者　大槻　恵子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２３６号
茨城県小美玉市飯前750番地１
債務者　田山　雄一
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２５６号
茨城県水戸市姫子１丁目823番地の23　サンルーム姫子303号
債務者　藤咲　尊明
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２６６号
茨城県水戸市見川町2139番地の10、住民票上の住所茨城県水戸市見川町2139番地の105
債務者　櫻場　直実（旧姓寺島）
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１５５号
山梨県甲斐市竜王新町945番地12
債務者　熊川　龍志
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８８号
岐阜市萱場南２丁目７番２号　サンテラス名和２―201号室
債務者　林　　光男
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３１４号
兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀1286番地の31
債務者　原　修一郎
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３４０号
兵庫県姫路市広畑区東夢前台４丁目47番地20
債務者　善入　　剛
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２０４号
奈良市西九条町３丁目２番地の13　ソファレ堀井Ａ105号
債務者　大村　　悠（旧姓熊本）
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第６１５号
広島市安佐南区長束西１丁目32番12―101号
債務者　尾﨑　勝幸
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９号
山口県長門市油谷向津具下2063番地２
債務者　五嶋　貞男
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第８４号
鹿児島県志布志市志布志町志布志１丁目22番７号
債務者　池吉　幸雄
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
新潟県燕市吉田旭町１丁目７番28号
債務者　小川　智子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
新潟地方裁判所民事部